

センターだより

国際協同組合年と「協同組合基本法」

「協同組合」をめぐる活発な議論を期待する

増田佳昭

今年、国連が定めた2回目の国際協同組合年である。偶然ではあるが、筆者が座長を務めていたJCAの協同組合法制度研究会は、昨年6月に研究会結果をとりまとめ、協同組合基本法に関する提言を行った。その後、去る1月28日にJCAで「協同組合法制度に関するシンポジウム」を、皆川芳嗣氏（農林中金総合研究所理事長、元農水事務次官）、鈴木俊彦氏（日本赤十字社副社長、元厚労事務次官）の出席を得て開催し、基本法に向けて前向きのご発言をいただいたところである。

日本の協同組合法制の特徴は、個別法主義と言われ、農協法は農水省、生協法は厚労省などと、法律ごとに所管官庁が違って、その共通の理念や定義が必ずしも明確でないことである。政府の協同組合に関する統一的な窓口も存在せず、また協同組合に関する公的で網羅的な統計も作られていない。

いし「協同組合一般法型」。ドイツ、イギリス、カナダ、スペインなどがこれにあたる。第2は、各種協同組合の個別法を前提として、それら個別法の共通事項や基本事項を規定した法律をもつケースで、「協同組合基本法型」ないし「協同組合共通法型」。EU、フランス、イタリア、ポルトガルなどがあてはまる。第3は、協同組合に関する統一法をもたず、各種の個別法のみを持つ場合で、日本および基本法制定前の韓国がこれにあたる。今回の提言は、第2のグループに近いもので、個別法を前提にしながら協同組合の共通の理念とその促進の必要を定めようというものである。各国の法制度は、1995年のICAの協同組

合に関する声明を境に、社会問題志向、コミュニティ志向を強める方向で改変されてきた。それは何よりも、そうした問題に協同組合が有効な対応策であると考えられたからである。あわせて協同組合の設立や運営についてもより簡素化がなされた。いわばニーズに即した使い勝手の良い協同組合制度への改革がなされている。

今回の研究会は、1月16日（木）、17日（金）の日程で開催されました。参加者は、北は岩手県から南は佐賀県の15都府県から36名の参加をいただきました。

J Aの信用事業を取り巻く環境は、組合員数の減少、これまでのマイナス金利から金利のある世界への転換、デジタル化の進展など大きく変化しつつあります。今回の研究会では、このような環境変化を踏まえて、組合員・地域に寄り添い、J Aの持続可能な経営基盤の確立を実現していくための信用事業戦略を検討することでした。

「令和6年度（通算第43回）J A金融問題研究会」を終えて

高田 理

報告Iの橋本卓典氏（共同通信社・編集委員）は、他産業から「農業の生産性向上」を考えると

報告IIの佐藤重史氏（農林中央金庫・J Aバンク統括部長）は、2025年度から実施される次期J Aバンク中期戦略について解説されました。これからの信用事業は、組合員・利用者の目線にたち、J Aならではのリアル接点にデジタル接点を融合し、J Aの強みで

（一社）農業開発研修センター発行
〒601-8585
京都市南区東九条西山王町1
（京都JAビル）
Tel. 075-748-0703
https://agridtc.or.jp

ある総合性を活かしたサービス・体験を提供していくことがポイントであるとされました。

シンポジウムは、座

長高田のもとで「これからの信用事業戦略を考える」組合員・地域とのつながり強化を見据えて「」をテーマに行いました。実践報告①の丸山勝也氏（JA信州うえだ・専務理事）は、融資担当者や営農技術員が連携しながら、農業融資し経営コンサルディングをしていることや、金融店舗を再編・統廃合した店舗を組合員の拠り所として有効に活用し、成果をあげていることなどを報告されました。

実践報告②の宗欣孝氏（JA福岡市・代表理事専務）は、相談・開発事業に基づく融資の伸長実態や、信用・共済事業収益と営農指導・生活事業活動との

循環型総合事業の考え方やその実践で大きな役割を担っている支店行動計画などについて報告されました。

これらの報告に対し、コメンテーターの山下義昭氏（京都府信用農協連合会・常務理事）、青柳齊氏（新潟大学名誉教授）と報告者の間での質疑応答された後、参加者も含めて事業推進体制や職員教育などについて活発に討論されました。

最後の報告Ⅲの田代洋一氏（横浜国立大学名誉教授・大妻女子大学名誉教授）は、JAのこれまでの信用事業依存型ビジネスモデルを批判的に検討され、農業部門の赤字を減らすビジネスモデルへの改革の必要性とその実現に向けての取り組みを提案されました。（JA金融問題研究会企画委員主査）

「令和6年度（通算第3回）JAの営農事業改革に関する研究会の紹介

瀬津 孝

令和7年2月6日（木）～7日（金）の1泊2日の日程で、今年度の「営農事業改革に関する研究会」をこのほど終えました。今回の参加者は、北は岩手県から南は鹿児島県の16都府県39人の方々が全国からご参加いただきました。

踏まえた営農事業改革の方向性や課題を探ることに焦点を当てて企画・開催しました。2日間の研究会では、研究者報告、事例報告に加えて、ジャーナリストからの3つの報告と、2日目にシンポジウムを設定、①JA常務総ひかり（茨城県）と②JA中野市（長野県）からの実践報告、コメンテーター2人からのコメントをもとに、活発に全体討論がなされました。

さて、今年度の研究会は、ロシアのウクライナ侵攻やパレスチナ紛争、アメリカ第一主義を掲げるトランプ政権の発足など、不透明極まる世界情勢の中、改めてわが国食料・農業問題の意義付けを問うとともに、一方で、昨年のJA全国大会の方向付けを受けて、今後のJAの農業戦略を

まず、報告Ⅰでは、池上甲一氏（近畿大学名誉教授）から、「農業・農政の情勢と求められる食料・農業政策のあり方」をテーマに、新基本法下での食料安

全保障の考え方やわが国の農産物貿易と世界の食料需給等を展望し、わが国の「農」と「食」の危機をどう読み解くかを鋭く解説されました。そして、それらを踏まえて、食料確保に向けて重点課題として、①国内生産増強と本格的な備蓄政策、②農政の意思決定方式（官邸主導）からの脱却、特に、消費者の位置付けの重要性、を強調されました。

報告Ⅱでは、伏木衛氏（JAレイク伊吹常務理事）と改革実務を担当した吉井茂雄氏から、「JAレイク伊吹営農経済事業改革プロジェクト」がJAの営農・経済事業の成長・効率化プログラムの実践」をテーマに、令和3年度から3力年にわたり取り組まれた改革の課題（9つの「ソリューション」と呼称）

と取り組み体制（中央会・連合会からの職員出向を含む）、計測された改善効果の概要、さらに新たに取り組みを開始した計画（令和6年度～9年度）の概要を報告されました。

2日目のシンポジウムでは、テーマを「徹底討論 JAの営農事業改革にどう取り組むか」と設定し、座長には小松泰信氏（長野県農協地域開発機構研究所長・岡山大学名誉教授）をお願いしました。実践報告①（JA常務総ひかり倉金一廣代表理事専務）では、「JA常務総ひかりの営農事業改革の実践」営農部門黒字化の実践」をテーマに、支店統廃合等の組織再編の取り組みを進めてきたが、将来の経営収支見通しを踏まえて、営農・経済事業の成長・効率化プログラムを活用して、令和

と取り組み体制（中央会・連合会からの職員出向を含む）、計測された改善効果の概要、さらに新たに取り組みを開始した計画（令和6年度～9年度）の概要を報告されました。

2日目のシンポジウムでは、テーマを「徹底討論 JAの営農事業改革にどう取り組むか」と設定し、座長には小松泰信氏（長野県農協地域開発機構研究所長・岡山大学名誉教授）をお願いしました。実践報告①（JA常務総ひかり倉金一廣代表理事専務）では、「JA常務総ひかりの営農事業改革の実践」営農部門黒字化の実践」をテーマに、支店統廃合等の組織再編の取り組みを進めてきたが、将来の経営収支見通しを踏まえて、営農・経済事業の成長・効率化プログラムを活用して、令和



「食料品等の流通合理化及び取引の適正化に関する法律」の改正法案が国会で議論されているが、不透明なところが多い。

フランス語、Egalité II法により、次の規定がされ、仕組みは明確である。農業生産者と最初の買い手との間の取引について、書面を生産者が提示し、書面契約の義務化、記載事項として価格決定式・

自動改定条項など7項目（農事・海洋漁業法典の改正）。さらに、最初の買い手と小売業者との取引について、一般販売条件書への農産物原料の量・金額割合の記載、それについて交渉の禁止、契約書への生産コスト指標を含む価格改定式の記載

義務、さらにそれらに対する行政罰（商法典の改正）。

今回の法案で不透明なところは以下である。第2章（第5条〜第32条）が、食料品等の「流通の合理化」から「持続的な供給の実現」のための措置、「流通合理化計画」から「安定取引関係確立事業活動計画等」に修正され、

農林水産大臣の認可を受けることされたのは良いが、何をもちいて安定取引か、流通合理化か、消費者の選択支援か、が不明である。

第3章（第33条〜第53条）食料品等の取引の適正化については、飲食料品等事業者が講ずべき措置しか定められていず、フランスのようにならざるを得ない。この措置について判断基準となる事項、

措置についての規定がない。取引の相手方から持続的な供給に要する費用などについて協議の申し入れがされた場合、また、取り組みの提案がされた場合には、必要な検討・協力を行うよう努めなければならぬ（第36条）、

第46条〜第48条、第50条に規定）。その際、生産から販売のすべての段階について、各段階を代表する事業者の意見を聞き、公正取引委員会と協議することとされている（同前）。

5年度から取り組んだ営農・経済事業改革による営農部門黒字化実現の成果が報告された。実践報告②（JA中野市佐々木真常務理事）では、「JA中野市の営農事業改革の実践―高付加価値農業の推進と営農事業改革―」をテーマに、「園芸ときのこの両輪」を掲げて取り組んでいる地域農業振興の仕掛けと販売高拡大への取り組みとともに、事業所の再編や販売手数料の見直し等に取り組み、令和5年度には農業関連事業の黒字化を実現した成果を報告された。全体討論では、JA滋賀蒲生町常勤監事田村彰氏と摂南大学准教授川崎訓昭氏のコメントのあと、事業所再編のあり方や販売手数料見直し等をめぐって、活発に意見が交わられました。

食料品等の取引の適正化に関する法改正について

新山陽子

は農林水産大臣が定めるとされ（第37条）、措置の実施が著しく不十分であるときには勧告し、従わなかったときには公表できるとされる（第39条）。

一方、品質が低下しやすく、生活必需品として売買される性質をもち、十分な協議が行

われずに取引条件が決定されやすく、持続的な供給のための費用が認識しにくいものについて、指定飲料品として、省令で指定することができるとしている（第41条）。さらに、持続的な供給に要する費用について参考指標の作成と公表（イ）、

事業者・消費者の理解に必要な情報の提供（ロ）を行う、認定指標作成等団体を設けることを定めている（第42条）。当該の飲料品等事業者が組織する団体で、申請により、要件に適合するものを認定できるとしている。（同前、団体の要件は

（当センター理事・京都大学名誉教授）

（同前、団体の要件は

（同前、団体の要件は

（同前、団体の要件は

研究会参加者の声

私は三重県の職員として、上司とともに、1月開催の「JA金融問題研究会」と2月開催の「JAの営農事業改革に関する令に基づき三重県

研究会」に参加し、内の農林水産団体農協についての理解を深める貴重な機会を得ました。

私が所属する団体の検査課では、法令に基づき三重県

しかし、農協の仕組みや役割を知らないまま当課に配属される職員も多く、検査の実施にあたっては、まず農協を理解することが求められます。そこで、農協について学ぶ

仕組みや役割を知らないまま当課に配属される職員も多く、検査の実施にあたっては、まず農協を理解することが求められます。そこで、農協について学ぶ

研究会に参加して 村田 裕亮

機会を模索する中で、これらの研究会の存在を知り、参加する運びとなりました。

この研究会に参加したことで、自身の農協に対する理解を深めることができました。

1月の金融問題研究会

研究会では、組合員との結びつき強化のため空き支店を地域住民の交流の場に活用する取組の紹介があり、地域の活性化を考える上でも参考になりました。また、

2月の営農事業改革研究会では、自

己改革の成功事例から、改革を成功させるための組織のあり方を学ぶことができました。検査業務に留まらず、課の組織運営にも活かせる内容であると感じました。

一方、行政職員

と、DXや人口減少、気候変動、設備更新といった共通の課題があることに気づかされました。農協がこのような課題にどのように対応しているかを把握することは、組織の健全性を確認する上

でも重要です。このため、日頃からアンテナを高く張り、情報収集を図る必要性を再認識しました。

また、これらの研究会がいずれも対面形式であることについて、コロナ禍以後にオンラインでの研修が増える中、参加者同士で本音や裏話を交わすことのできることに意義があると思えました。

今後このような場が農協のさらなる発展に寄与し、参加者に多くの気づきを与えることを期待しています。

(三重県 農林水産部 団体検査課 主事)

最後の報告Ⅲでは、熊野孝文氏（元米穀新聞記者）から、「わが国の米をめぐる情勢変化と今後の相場の動向」をテーマに、業界通ならではの視点から、「令和の米騒動」の解説とともに、令和7年産米の動向について、生産量見通し、備蓄米放出の影響、輸入米の動向、米需要者（中食・外食・加工食品メーカー）の危機感等を概観し、大幅な価格下落がまだまだ見通せない状況を課題提起されました。（当センター常務理事）

令和7年度研究会開催日程のご案内

今年度の研究会会誌歳日程が決まりました。詳細な開催要領は各研究会開催日程の2か月前頃に発送予定です。なお昨年度からスター

トした研究会年間予約コースに新たに信用共済と営農経済の2つのコースを設定しました。また農産物流通研究会では現地視察を予定しています。詳細は当センターホームページをご覧ください。

- ・農協問題総合研究会 (7月23～25日)
 - ・地域農業振興に関する研究会 (8月21～22日)
 - ・農産物流通研究会 (9月11～12日)
 - ・JA共済総合研究会 (10月22日～24日)
 - ・JAの組織基盤強化に関する特別研究会(Ⅱ) (11月20日～21日)
 - ・JAの営農事業改革に関する研究会※ (1月22日～23日)
 - ・JA金融問題研究会※ (2月5日～6日)
- 各研究会は京都JAビルで対面にて開催。
※前年度と順序を入れ替えています。